

英国会社の休眠会社への申請

特に明記しない限り、本見積書において英国会社とは、英国の2006年会社法 (the United Kingdom Companies Act 2006) に基づき設立された非公開株式会社をいいます。

概要

英国の2006年会社法第1169条では、非公開会社が（会社設立日又は指定日以降）関連する会計取引を行っていない場合、自らを非活動休眠会社（以下「休眠会社」）として申告することを認めています。休眠会社は毎年の税務申告が免除されます。休眠会社の資格を得るためには、会社は設立日又は指定日以降、「重要な」取引（収入、支出、商品や資産の売買などの営業上の収支を含むが、これらに限らない）に参与していない必要があります。また、英国会社登記所（Companies House）による当該「重要な」取引の定義によれば、以下の状況は含まれません。

1. 会社登記所への年次申告手数料
2. 年次財務諸表の提出遅延による罰金
3. 会社設立時に支払った株式対価

会社は休眠会社となった場合でも、以下の手続きを毎年行う必要があります。

1. 英国での登録住所を維持すること。
2. 確認申告書（Confirmation Statement）を更新すること。
3. 休眠会社としての財務諸表（Annual Accounts）を提出すること。

歳入関税庁は、会社を休眠状態にあると判断した場合、休眠会社とみなされ、法人税の納付や法人税申告書の提出が不要である旨の通知書を送付します。

弊社は、英国会社の休眠会社への申請を代行するサービス費用が 500 ポンドです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7樓7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

本見積書はあくまで参考用であり、最終的な取引条件を構成するものとしません。サービス項目の価格は、弊社が個別の案件ごとに提示する最終見積書を基準とします。弊社は事前の通知なしに価格を調整する権利を留保します。

1. 休眠会社への申請費用

弊社は、英国会社の休眠会社への申請を代行するサービス費用が 500 ポンドです。具体的には以下の通りです。

- (1) 定款の審査
- (2) 休眠会社申請に必要な書類の作成
- (3) 英国会社登記所 (Companies House) への休眠申請の提出・通知
- (4) 英国歳入関税庁 (HMRC) への休眠状態の通知及び申請の提出

備考：

- (1) 上記の費用には、会社設立申請にかかる政府手数料が含まれていますが、会社設立において発生する書類の郵送料金 (ある場合) が含まれません。

2. その他のサービス (オプション)

番号	サービス項目	費用 (ポンド)
1	確認申告書 (Confirmation Statement) の提出 (50 ポンドの政府手数料が含まれない)	100
2	登録住所 (年間)	250
3	年次財務諸表の作成・提出 (休眠会社)	250
4	法人所得税申告書の作成・提出 (休眠会社)	250
5	付加価値税 (VAT) の登記抹消	500
6	EORI 番号の登記抹消	300
7	PAYE 番号の登記抹消	500

3. 支払条件

弊所は現金、銀行振込、送金、PAYPAL でのお支払いを受け取ります。お客様はクレジットカード又は PAYPAL で支払う場合、別途請求金額 2%又は 5%相当額の手数料を負担します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情が発生しない限り、費用が返金されません。

本見積書のサービス費用は税抜金額です。中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、弊所は、現地税法が定めた税金を別途請求します。

4. 必要書類

休眠会社への申請を行う際、以下の書類が必要です。

- (1) 定款細則 (Articles of Association) 1 通
- (2) 直近の確認申告書 (Confirmation Statement)
- (3) 最新の取締役名簿、株主名簿
- (4) 直近の年次財務諸表
- (5) 直近の法人税申告書
- (6) 会社登記所の認証番号 (Companies House Authentication Code)
- (7) 英国歳入関税庁の納税番号 (UTR)

啓源はお客様の会社の設立を代行した場合、お客様は上記の書類を提供する必要がありません。

5. 流れ及び所要時間

一般的に、必要な書類をすべて揃えた後、英国会社の休眠手続きを完了するには、約6～7営業日を要します。具体的な流れ及び所要時間は、以下の表のとおりです。

順番	内容	営業日 (予想日数)
1	お客様は電子メール・ファクス・郵便にて必要書類（第3節）を啓源へ提供し、啓源のサービス費用を支払います。	お客様次第
2	啓源は定款細則を確認し、休眠会社となるための申請に必要な書類を作成した上で、お客様にメールにて発送します。	1
3	お客様は署名済みの書類を啓源へ電子メールにて送付します。	お客様次第
4	英国会社登記所へ休眠申請を提出し、通知を行います。	2-3
5	直近の法人税申告書（必要な場合）を提出します。	2-3
6	英国歳入関税庁（HMRC）へ会社が休眠状態にある旨を提出・通知します。	2-3
合計		6～7 営業日

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com